**令和　年度　指定保育士養成施設自己点検票**

**養成施設名：**

**自己点検日：　　　　　　　　　　　　　　　　　　点検者：**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　項 | 点検内容の項目 | 点検結果 |
| **Ⅰ　教員等に関する事項** | **１　専任教員**  専任教員は、おおむね学生数40人につき1人以上が配置されているか。  【施行規則第6条の2第1項第7号】  **２　教科担当専任教員**  （１）昼間部等  　　教科担当専任教員の配置数は、次に掲げる基準が満たされているか。  【指定基準第2-4-(2)-ｱ-(ｱ)】  ①　教科担当専任教員は、入学定員50人につき6人以上が配置されているか。  ②　教科担当専任教員は、入学定員が50人増すごとに2人以上を加えた配置数となっているか。  ③　教科担当専任教員は、平成13年5月23日厚生労働省告示別表１の系列のうち、「総合演習」を除く4系列に最低１人ずつ配置されていることが望ましい。  （２）通信教育部  通信教育部が置かれている養成施設は、昼間部等の教科担当専任教員の配置数に通信教育部に係る入学定員1,000人につき2人以上の教科担当専任教員が配置されているか。ただし、上記（１）の①～③により算出した数の2割に満たない場合は、昼間部等の教科担当専任教員の数の2割の数を加えたものとしているか。　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　【指定基準第2-4-(2)-ｱ-(ｲ)】  **３　所長**  教育職又は社会福祉関係の職に従事した経験があり、所長としてふさわしい人格識見を有する者であるか。　　　　　　　　　　　　　　 【指定基準第2-4-(1)】  **４　事務執行に必要な職員**  事務執行に必要な職員は、配置されているか。　　 　　　　【指定基準第2-4】  **５　教員等の要件**  （１）教員  教員は、担当科目に関し、修士若しくは博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学識経験若しくは教育上の能力を有すると認められる者であるか。  【施行規則第6条の2の2第1項第8号】 | 適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否 |
|  | （２）教科担当専任教員  　教科担当専任教員は、次のいずれかに該当する者であって、教育の能力があると認められた者であるか。 【指定基準第2－4-(2)-ｲ】  　①　博士又は修士の学位を有し、研究上の業績のある者  　②　研究上の業績がⅰに掲げる者に準ずると認められる者  　③　教育上、学問上の業績がある教育経験者  　④　学術技術に秀でた者  　⑤　児童福祉事業に関し、特に業績のある者  （３）非常勤教員  　教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であるか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【指定基準第2-4-(2)-ｳ】  **６　その他**  （１）教員の採用時における教員要件の確認方法について、教員要件としての学位（博士または修士）については、学位記等客観的にその事実が確認できる書類を徴収するなどし、確実にその確認を行っているか。  （２）教科担当専任教員及び非常勤教員について、出勤簿を備えているか。（出勤等状況の把握）　　　　　　 　 【学校教育法施行規則第28条第1項第3号】 | 適・否  適・否  適・否  適・否 |
| **Ⅱ 教育に関する事**  **項** | **１　教育内容**  　こども家庭庁長官の定める修業教科目及び単位数が確保されているか。  【施行規則第6条の2の2第1項第3号】  （１）必修科目にあっては、告示別表第1に掲げるすべての教科目及び単位数が設けられているか。　　　　 【平成13年厚生労働省告示第198号第1条第1号】  （２）選択必修科目にあっては、告示別表第2に掲げる系列のうちから18単位以上（うち保育実習は3単位以上（うち保育実習Ⅱ(実習)または保育実習Ⅲ(実習)　2単位以上、保育実習指導Ⅱ(演習)又は保育実習指導Ⅲ(演習)１単位以上））の科目が設けられているか。　　 【平成13年厚生労働省告示第198号第1条第2号】  （３）教養科目にあっては、10単位以上の科目が設けられているか。  ①　10単位のうち、外国語に関する演習の科目が2単位以上設けられているか。  　　　②　10単位のうち、体育に関する講義が1単位以上設置されているか。  　　　③　10単位のうち、体育に関する実技の科目が1単位以上設けられているか。  　　　④　10単位のうち、上記①～③以外の科目が6単位以上設けられているか。  【平成13年厚生労働省告示第198号第1条第3号】  **２　履修方法**  　上記1の教育内容に掲げる教科目をこども家庭庁長官の定める方法により履修することとしているか。　　　　　　 【施行規則第6条の2の2第1項第3号】  （１）必修科目にあっては、告示別表第1に掲げるすべての教科目及び単位数を履修することとしているか。 【平成13年厚生労働省告示第198号第4条第1号】  　（２）選択必修科目にあっては、告示別表第2に掲げる系列のうちから9単位以上（うち保育実習は3単位以上（うち保育実習Ⅱ(実習)または保育実習Ⅲ(実習)2単位以上、保育実習指導Ⅱ(演習)又は保育実習指導Ⅲ(演習)1単位以上））を履修することとしているか。　　 【平成13年厚生労働省告示第198号第4条第2号】  （３）教養科目にあっては、8単位以上履修することとしているか。  　　　①　8単位のうち、体育に関する講義科目を1単位以上履修することとしているか。  　　　②　8単位のうち、体育に関する実技科目を1単位以上履修することとしているか。　　　　　　　　 【平成13年厚生労働省告示第198号第4条第3号】  **３　単位の算定方法**  （１）短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条の例により算定しているか。　　　　　　　　　　　 【平成13年厚生労働省告示第198号第3条】  （２）実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、おおむね30時間から45時間までの範囲で学則に定める時間の授業をもって1単位としているか。　　　　　 　　　　　 　 【平成13年厚生労働省告示第198号第3条】 | 適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否    適・否  適・否 |
|  | **４　授業時間数**  （１）告示に定める教科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。　　　　　　　　 【学校教育法施行規則第4 条第1 項第3 号】  （２）1コマ当たりの授業時間は、適正な時間となっているか。  　　　　　　　　　　　　　　【S51.1.23文管振第85号文部事務次官通達第5の2の(4)】  　　（注）1コマ2時間相当の授業は90分以上、1時間相当の授業は50分以上となっているか。  **５ 通信教育部**  （１） 通信授業、添削指導及び面接授業について全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業が行われるものとなっているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【指定基準第2-5-(2)-②】  （２）通信授業の実施に当たっては、添削指導を併せて行うようになっているか。  【指定基準第2-5-(2)-③ -ｱ】  （３）通信授業における印刷教材は、次によるものであるか。  ①　正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であるか。  ②　統計その他の資料が、新しく、かつ、信頼性のある適切なものであるか。  ③　自学自習についての便宜が適切に与えられているか。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 【指定基準第2-5-(2)-③ -ｲ】  （４）生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行う体制となっているか。 【指定基準第2-5-(2)-③ -ｳ】  （５）面接授業の内容は、指定保育士養成施設通信教育部における面接授業等実施基準に掲げる教科目について行うものとなっているか。  【指定基準第2-5-(2)-④】  （６）面接授業は、原則として指定保育士養成施設の施設及び設備を使用することとなっているか。これにより難い場合は、他の施設で実施する理由、実施場所、担当教員数、その他必要事項を届け出ているか。 【指定基準第2-5-(2)-④】 | 適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否 |
| **Ⅲ 学生に関する事**  **項** | **１　入学者の状況**  （１）本年度の入学者について、指定保育士養成施設として指定を受けている学生の定員を超過していないか。（ただし、留年生を除く。）  【H17.11.17指定保育士養成施設の運営適正化について】  　　超過している場合であっても、入学定員を超過した学生数が適切な学習環境の確保の観点から著しく過大なものではなく、また、当該定員超過が過去の入学実績や辞退者等の状況等に鑑み、合理的な範囲内にあることが認められるか。  【H28.6.13厚生労働省雇用均等・児童家庭局事務連絡】    （２）指定保育士養成施設の開講科目のうち、実技及び演習は、50人以下で行われているか。 　 【施行規則第6条の2の2第1項第6号】  （３）本年度の入学者は、施行規則に定められた入学資格を有する者であるか。  　　　　　　 【施行規則第6条の2の2第1項第1号】  **２　科目の履修認定**  （１）学生について出席簿を備えているか。(出欠状況の把握）  【学校教育法施行規則第28条第1項第4号】 | 適・否  適・否  適・否  適・否  適・否 |
|  | （２）学則等に定める出席時間数を満たない者については、当該科目の履修の認定をしていないか。　　　　　　　　 【学校教育法施行規則第4条第1項第4号】  （３）入学、卒業、成績、出席状況等学生に関する書類（学籍簿等）が確実に作成され、事務局等に保管されているか。　 　 【学校教育法施行規則第28 条】 | 適・否  適・否 |
| **Ⅳ 実習に関する事項** | **１　実習の内容**  （１）保育実習は、保育実習実施基準に定められた施設にて行われているか。  【保育実習実施基準第2-1備考1】  （２）保育実習の実施時期は、修業年限が2年の指定保育士養成施設については第2学年(修業年限が3年以上の指定保育士養成施設については第3学年以降)の期間内としているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　【保育実習実施基準第2-3】  （注）修業年限が2年の指定保育士養成施設については第1学年（修業年限が3年以上の指定保育士養成施設については第2学年）の2月以降に実施しているときは、適とする。  （３）児童福祉施設以外の施設を実習施設として選定している場合は、保育士が実習生の指導を行う施設であるか。　　　　　　　　　【保育実習実施基準第3-2】  **２　実習指導者**  （１）実習指導者は、教員のうちから定め、実習に関する全般的な事項を担当させているか。 【保育実習実施基準第3-3】  （２）上記の実習指導者は、他の教員と連携して実習指導を一体的に行っているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【保育実習実施基準第3-3】  **３　巡回指導**  （１）巡回指導を行っているすべての者が、当該指定保育士養成施設の教員であるか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【保育実習実施基準第3-5】  （２）実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導しているか。ただし、これにより難い場合は、それと同等の体制（例えば、電話連絡による指導等）が確保されているか。　　　　　　　　 【保育実習実施基準第3-5】 | 適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否 |
|  | （３）実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度記録しているか。（巡回指導記録等）　 　 【保育実習実施基準第3-6】  （４）実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮しているか。  　　 【保育実習実施基準第3-6】 | 適・否 |
| **Ⅴ 学則に関する事項** | **１　学則の内容**  （１）別添様式に掲げる事項がすべて適正に記載されているか。  【学校教育法施行規則第4条第1項】  （２）「現行の学則」と「授業内容等の実態」とに乖離が生じていないか。  【学校教育法施行規則第4条第1項第3号】  **２　学則の改正手続**  学則の改正については、所轄庁に届出が行われているか。  【学校教育法施行規則第5条】 | 適・否  適・否  適・否 |
| **Ⅵ　施設設備に関する事項** | **１　校地の状況**  校地は、教育環境として適切な場所に所在し、校舎、敷地のほかに学生が休息、運動等に利用するための適当な空地を有しているか。　　　【指定基準第2-6-(1)】  **２　校舎、諸施設**  （１）校舎には少なくとも次に掲げる各室が設けられているか。  　　（なお、指定（あるいは変更承認及び変更届出）どおりであるか。）  　　　①　教室（講義室、演習室、実験室、実習室等） 【指定基準第2-6-(2)ア-(ｱ)】  　　　②　所長室、会議室、事務室、研究室　　　 　　【指定基準第2-6-(2)ア-(ｲ)】  　　　③　図書室、保健室　　　　　　　　　　　 　　【指定基準第2-6-(2)ア-(ｳ)】  （２）教室は科目の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えられているか。  【指定基準第2-6-(2)イ】  （３）研究室は専任教員に対しては、必ず備えられているか。  【指定基準第2-6-(2)ウ】  （４）図書室には、学生が図書を閲覧するために必要な閲覧席及び図書を格納するために必要な設備が設けられているか。　　　　　　　【指定基準第2-6-(2)エ】  （５）保健室には、医務及び静養に必要な設備が設けられているか。  　【指定基準第2-6-(2)オ】    　（６）上記（１）に掲げる施設のほか、学生自習室、クラブ室、更衣室を設けることが望ましい。　　 　　　　　　　　　　　　　 【指定基準第2-6-(2)カ】  （７）教員数及び学生数に応じて、教育上、研究上必要な種類及び数の機器、器具及び標本その他の設備並びに図書及び学術雑誌を備えられているか。  【指定基準第2-6-(3)】  （８）その他通信教育に係る校地の面積、諸設備等については、通信教育に支障のないものとなっているか。 　　　　　　　　　 　 【指定基準第2-6-(4)】 | 適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否 |
| **Ⅶ 経営の状況等に関する事項** | 前年度における経営の状況等は適正であるか。  （保育士の養成に支障を生じさせるおそれがないと認められるか。）  （当該指定保育士養成施設を含めた学校又は施設全体の経営が不安定なものとなっていないか。）　　　 【施行規則第6条の2の2第1項第9号】  【施行規則第6条の2の2第3項】  【施行規則第6条の4第1項第2号】  【指定基準第2-3-(1)】 | 適・否 |
| **Ⅷ　学則等変更申請に関する事項** | **１　学則の変更**  （１）養成施設の指定以降これまでの間、学則に記載する事項のうち次に掲げるいずれかの事項を変更したことがあるか。  ①　必修科目又は選択必修科目の修業教科目並びにその単位数及び履修方法  　　　②　指定保育士養成施設の学生定員  （２）上記（１）に係る変更について、事前に知事（H28.3.30以前は関東信越厚生局長、H13.1以前は厚生大臣）に対して申請を行い、承認を受けているか。【施行令第5条第3項】  （３）養成施設の指定以降これまでの間、学則に記載する事項のうち次に掲げるいずれかの事項を変更したことがあるか。  　　①　修了年限  　　②　教養科目の就業教科目並びにその単位数及び履修方法  　　③　指定保育士養成施設の名称及び位置  　　④　単位の算定方法  （４）上記（３）に係る変更について、変更後１月以内に知事（H28.3.30以前は関東信越厚生局長、H13.1以前は厚生大臣）に対して届出を行っているか。  【施行令第5条第4項】  **２　学則以外の変更**  （１）養成施設の指定以降これまでの間、次に掲げるいずれかの事項を変更したことがあるか。  　　①　設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地  　　②　指定保育士養成施設の名称及び位置  　　③　建物その他設備の規模及び構造並びにその図面  （２）上記（１）に係る変更について、変更後１月以内に知事（H28.3.30以前は関東信越厚生局長、H13.1以前は厚生大臣）に対して届出を行っているか。  【施行令第5条第4項】 | [有・無]  [有・無]  [有・無]  適・否  [有・無]  [有・無]  [有・無]  [有・無]  [有・無]  適・否  [有・無]  [有・無]  [有・無]  [有・無]  適・否 |
| **Ⅸ 定期報告等** | **１　業務報告**  （１）本年度における業務報告書の内容は、事実が報告されているか。  【施行令第5条第5項】  （２）本年度の業務報告書は、期限内に提出されているか。【施行令第5条第5項】  **２　自己点検結果報告**  （１）本年度に実施した自己点検の結果は、事実が記載されているか。 （２）上記（１）を踏まえた改善方策は、適正な内容のものとなっているか。（３）上記（２）の改善方策に基づき、改善が図れているか。 【H18.8.28指定保育士養成施設の指定基準等に係る適合状況に関する自己点検の実施について(関東信越局長通知)〔一部改正〕H19.7.19】 | 適・否 適・否適・否適・否 適・否 |
| **Ⅹ 特記事項** |  |  |